

平成21年2月20日

各 位

会社名 日本研紙株式会社
代表者名 代表取締役社長 宇田 吉 孝
(コード番号 5398 大証第二部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 吉村 勉
(TEL. 06-6536-3511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月20日開催の取締役会において、平成21年3月27日開催予定の第67回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせします

記

1. 変更の理由

- (1) 平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」という。)が施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一斉に移行した(いわゆる株券電子化)ことに伴い、株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除(現行定款第6条)又は変更(現行定款第8条、第9条及び第10条)するとともに、経過措置として附則を新設するものであります。

なお、現行定款第6条(株券の発行)については、決済合理化法上、同法の施行日に当該定めを廃止したものとみなされております。

- (2) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うとともに、株主権行使の手続きに関する事項が、株主取扱規則に定められていることを明確にするため所要の変更(現行定款第11条)を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年3月27日(金)

定款変更の効力発生日 平成21年3月27日(金)

以 上

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第7条(条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2 当社は、第6条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)</p>
<p>第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第8条(単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第10条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第9条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第11条(株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条(株式取扱規則) 当社の株式および株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第12条 ~ 第42条(条文省略)</p>	<p>第11条 ~ 第41条(現行どおり)</p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、こ れを株主名簿管理人に委託し、当社におい ては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもっ て削除するものとする。</u></p>
---	---